

平成20年6月1日施行 平成19年6月20日公布

# 道路交通法

## 一部改正のポイント



聴覚障害者  
マークが新設



高齢運転者  
マークが義務化



後部座席  
シートベルトが義務化

自転車の  
交通ルールが変更



財団法人 大阪府交通安全協会  
(大阪府交通安全活動推進センター)

# 自転車<sup>(注1)</sup>の交通ルールが変更!

## 1 「通行可」の標識がなくても、普通自転車<sup>(注1)</sup>は以下の①～⑤の場合、歩道を通行できます

(注1) 道63条の4第1項、法119条第1項第2号の2、926条、標識標示令)

改正前

普通自転車が通行できる歩道は、「普通自転車通行可」の標識(右図)がある歩道だけ。



### ① 児童・幼児が運転する場合

幼児  
6歳未満



児童  
6歳以上  
13歳未満



### ② 70歳以上の人<sup>(注2)</sup>が運転する場合

### ③ 車道通行に支障がある身体障害者<sup>(注2)</sup>が運転する場合

### ⑤ 「通行可」の標示が歩道上にある場合



「普通自転車通行可」の道路標示

### ④ 車道通行が危険な場合

#### ● 車道通行が危険な場合とは…(例)

- ★ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道を通行することが困難な場合
- ★ 車道の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、自動車と接触する危険がある場合など

(「交通の方法に関する教則」)

※警察官・交通巡視員から歩道を通行してはならない旨を指示された場合は歩道を通行できません。  
※普通自転車以外の自転車は、歩道を通行できません。

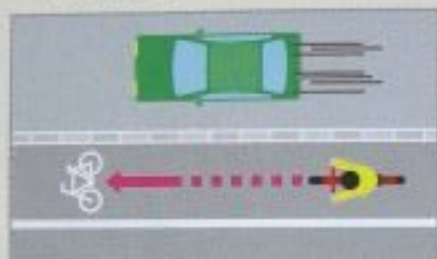
**罰則** (上記以外の場合で、通行可の標識がない歩道を通行した者) 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

## 2 歩行者がいなく、普通自転車は安全な速度で歩道を進行できます

(法53条の4第2項、法121条第1項第5号)

**改正前** 歩道を通行するときは常に徐行(注3)が義務づけ。

- 下図の「普通自転車通行指定部分」を通行する場合があります。  
また、徐行の義務はありませんが、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行しなければなりません。



- 安全な速度とは…  
すぐ徐行に移ることができるような速度  
〔交通の方法に関する教則〕

**罰則** (安全な速度と方法で進行しなかった者)  
2万円以下の罰金または料料

## 3 歩行者用信号機がある横断歩道では、普通自転車はその信号に従って通行できます

(令2条第1項、〔交通の方法に関する教則〕)

**改正前** 右図の信号機は、「歩行者・自転車専用」の表示がない限り、歩行者だけに対するもの。

- 「歩行者・自転車専用」の表示がなくても、普通自転車は、歩行者用信号機の信号に従って、横断歩道を通行できます。



**【注1】** 普通自転車とは…長さが190cm以内、幅が60cm以内、運転席が一つなど、車体の大きさや構造が所定の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、ほかの車両をけん引していないもの。大多数の自転車がこれに該当する。

**【注2】** 車道通行に支障がある身体障害者とは…身体障害者手帳の交付を受けるための条件として身体障害者福祉法で定められている障害をもつ者。(視9条の2の2)

**【注3】** 徐行とは…すぐに停止できるような速度で進行すること。

## 【参考】普通自転車の歩道通行のルール

### ①「通行可」の標識や標示がある歩道を通行する（新ルール）

※ただし、児童・幼児、70歳以上の人などが通行する場合や、車道通行が危険な場合は、標識や標示がない歩道も通行できる。（新ルール）

### ②「通行指定部分」を通行する（従来通り）

### ③「通行指定部分」がない場合は車道寄りを通行する（従来通り）

### ④ すぐに停止できるような速度（徐行）で進行する（従来通り）

### ⑤ 歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止する（従来通り）



※ただし、「通行指定部分」に限り、通行中または通行しようとする歩行者がいない場合は、安全な速度と方法で進行できる。（新ルール）



## 4 歩行者は、できるだけ歩道の自転車通行指定部分を通らないようにしましょう

（法10条第3項）



【注4】保護者とは…法文上は「児童または幼児を保護する責任のある者」で、児童・幼児の父母や、幼児を同乗させている運転者のほか、児童に自転車通学を許可している小学校の教師など、社会通念上、当然に児童・幼児を保護すべき責任のある者が含まれると解される。

【注5】自転車に乗車する児童・幼児とは…自転車を運転する児童・幼児のほか、補助いすなどで自転車に同乗する幼児を含む。

【注6】地域交通安全活動推進委員とは、交通安全教育や駐車・道路使用の適正化運動の推進などの活動を行う者として、都道府県公安委員会が委嘱するボランティア職。今回の道交法一部改正で、その活動に「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」が追加された。

## 5 児童・幼児にヘルメットを着用させましょう

(法63条の16)

- 児童・幼児の保護者(注4)は、自転車に乗車する児童・幼児(注5)に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



### 【参考データ】 危険がいっぱい！ 幼児との二人乗り

※警察庁まとめの資料による

#### ● 保護者の11人に一人が事故！

自転車に幼児を同乗させたことがある保護者の11人に一人が、一緒に乗っていた幼児にケガをさせた経験あり。

#### ● 頭部のケガが4割！

一緒に乗っていた幼児のケガの約4割は、一歩間違えると致命傷になりかねない頭や顔のケガ。

## 6 地域交通安全活動推進委員は自転車の通行ルールの普及を図ります

(法106条の29第2項第3号)

(注6)

### その他の改正点

- ① レッカー移動・保管された違法駐車車両の所有権が都道府県に移転するまでの期間が、告知(公示)後6カ月から3カ月に短縮！

(法51条第20項)

※ 違法駐車車両の使用人または所有者には、車両を引き取るよう告知または公示がなされます。

※ 公示の日付や内容はインターネット上で公表されます。(法51条第10項、規7条の2(2))

- ② 250cc超のバイクを使用する運送事業者に安全運転管理者の選任を義務づけ！

(法74条の3第1項、法120条第1項第11号の3、法123条)

改正點

安全運転管理者だけでなく、運行管理者の選任義務もありません。

罰則

5万円以下の罰金、法人等両罰同じ



### 標識標示令 一部改正

駐車方法を指定する道路標識が新設！



平行駐車



斜め駐車



直角駐車

# 高齢運転者マークが義務化!

## 75歳以上の人が対象です

(法71条の5第2項、法121条第1項第9号の3・第2項、令別表第2・第5)



●高齢運転者マーク

普通自動車の前面と後面の  
見えやすいところに表示!



**罰則** 2万円以下の罰金または料料、過失同じ

**違反点** 1点 **反則金** 4,000円

**改正前**

処罰規定はありませんが、高齢運転者マークの表示は70歳以上のドライバーが努めるべき義務。

## 75歳未満の人も、表示に努めましょう!

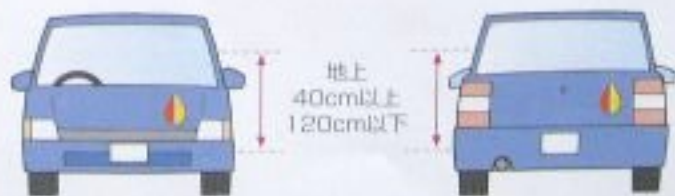
(法71条の5第3項)

■罰則等はありませんが、70歳以上75歳未満のドライバーも従来通り、表示に努める義務がありますので、できるだけ高齢運転者マークを表示するようにしましょう。

●高齢運転者マークの大きさ  
(規別記様式第5の2の2)



●高齢運転者マークの取り付け位置 (規9条の6)



\*ただし、前面ガラスに表示することは、道路運送車両の保安基準により不可。  
\*軽自動車マークも取り付け位置は同じ。

# 聴覚障害者マークが新設!

## 1 聴覚障害者は マークを表示しなければなりません

(法71条の6第1項、法121条第1項第9号の3、第2項、令別表第2・第5、規9条の6)



●聴覚障害者マーク

- 聴覚障害者のすべてが普通免許を取得できるようになりました。(注7)
- これに伴い、一定の聴力に達しない聴覚障害者にマークの表示が義務づけられました。



取り付け位置は、  
高齢運転者マークと同じ

※一定以上の聴力を有する聴覚障害者には、  
マークを表示する義務はありません。

**罰則** 2万円以下の罰金または料、過失同じ  
**違反点** 1点 **反則金** 4,000円

## 2 ドライバーはマーク表示車を 保護しなければなりません

(法71条第5号の4、法120条第1項第9号、令別表第2・第5)

- 自動車(原付を除く)が、聴覚障害者マークを表示した車に対して割り込みや幅寄せをすると、処罰されます。



**罰則** 5万円以下の罰金 **違反点** 1点  
**反則金** …大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 小特 5,000円

【参考】高齢運転者マークや初心者マーク、身体障害者マークを表示した車に対して割り込みや幅寄せをすることも、同様に禁止されています。

- 聴覚障害者マークの大きさ  
(規別記様式第5の2の3)



【注7】改正前は、聴覚障害者のうち一定以上の聴力(補聴器をつけて10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえること)を有する人だけが運転免許を取得できたが、今回の改正により、耳がまったく聞こえない人も含め、すべての聴覚障害者が普通免許を取得できるようになった。

※ただし、一定の聴力に達しない人は、以下の条件に従って運転しなければならない。

- ①運転する車両は普通乗用車に限定される。
- ②車両斜め後方の死角解消を図るための特定のワイドミラー(特定後写鏡)を車内に取り付ける。

(令26条の4の2、規9条の7の2、規23条)



# 後部座席 シートベルトが義務化!

- 自動車のドライバーは、後部座席の同乗者にシートベルトを着用させなければなりません。  
(法71条の3第2項、令別表第2)

## 違反点 1点

(高速自動車国道および自動車専用道路での非着用に限る)

## 改正前

処罰規定はありませんが、後部座席の同乗者にシートベルトを着用させることはドライバーが努めるべき義務。



- ただし、以下の場合などは着用させなくてもかまいません。

(法71条の3第2項ただし書き、令26条の3の2第2項)

- 負傷や疾病、障害、妊娠中のため、着用が療養上または健康保持上適当でない場合



- 幼児にチャイルドシートを使用する場合



- 座高の高さや肥満のため、適切に着用できない場合
- 5人乗りの車に12歳以上2人、12歳未満3人を乗車させる場合など、乗車定員以内で後部座席のシートベルトが足りなくなるとき

\*12歳未満3人は乗車定員2人に算定される

## 「妊婦は着用すべきではない」は誤解!

妊婦がシートベルトを着用することは危険であると誤解している人も少なくありませんが、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会では、万一の事故に備え、妊婦でもシートベルトを着用することを推奨しています。ただし、ベルトを肩と腰に固定し、腰回りのベルトを大きくなった腹の下に通すことが大切です。